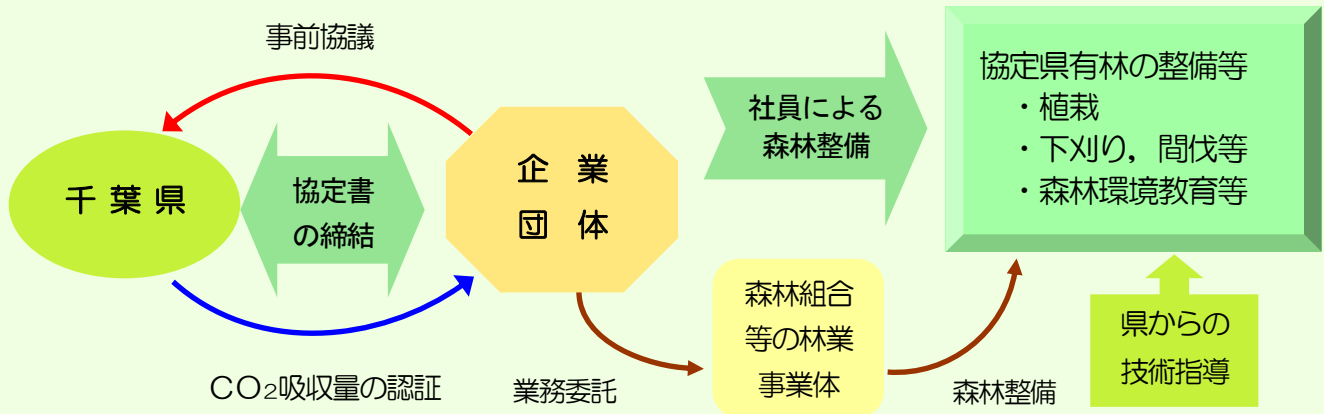


「法人の森協定」

～ 県有林を活用した森林整備活動をしませんか ～

千葉県は、約8,700ヘクタールの県有林（公益保全林や海岸林等）を管理していますが、その一部を「法人の森」として提供しており、社会貢献や環境活動を希望する企業や団体が植林・下刈・間伐などの森林整備活動の場として利用しています。

《法人の森制度の概要》



「法人の森」における活動内容

- (1) 植林、下草刈、間伐等の森林整備を中心に、ゴミ清掃等の環境整備や体験学習、自然観察などの森林環境教育も実施できます。
- (2) 活動期間は、1年単位で5年を上限とします。
なお、希望すれば更新できます。
- (3) 活動する森林（県有林）に企業の名称等を冠することができます。
また、自らの活動を広報することができます。
- (4) 森林組合等に作業委託することもできます。
- (5) 森林整備活動が円滑に行われるように、県が指導や助言を行います。
- (6) 鎌・鋤等の道具は希望により貸し出します。
- (7) 森林整備活動は、県のCO₂吸収量認証制度の対象となります。

「法人の森」 富津市（鬼泪山県有林94林班）



「森林整備によるCO₂吸収量認証」

～ 森林整備で地球温暖化防止に貢献をしませんか ～

県では、県民、企業等の皆さんが計画的に手入れ（整備）する森林が吸収するCO₂量について、知事の認証書交付と公表を行っています。この制度により、社会貢献活動の数値化や広報活動への活用が容易となり、企業等の参画が促進されることを期待しています。

《対象者》 次の計画等に基づき、森林整備を実施又は支援する県民、団体、企業
「森林施業計画、施業実施協定、法人の森協定、里山活動協定認定」

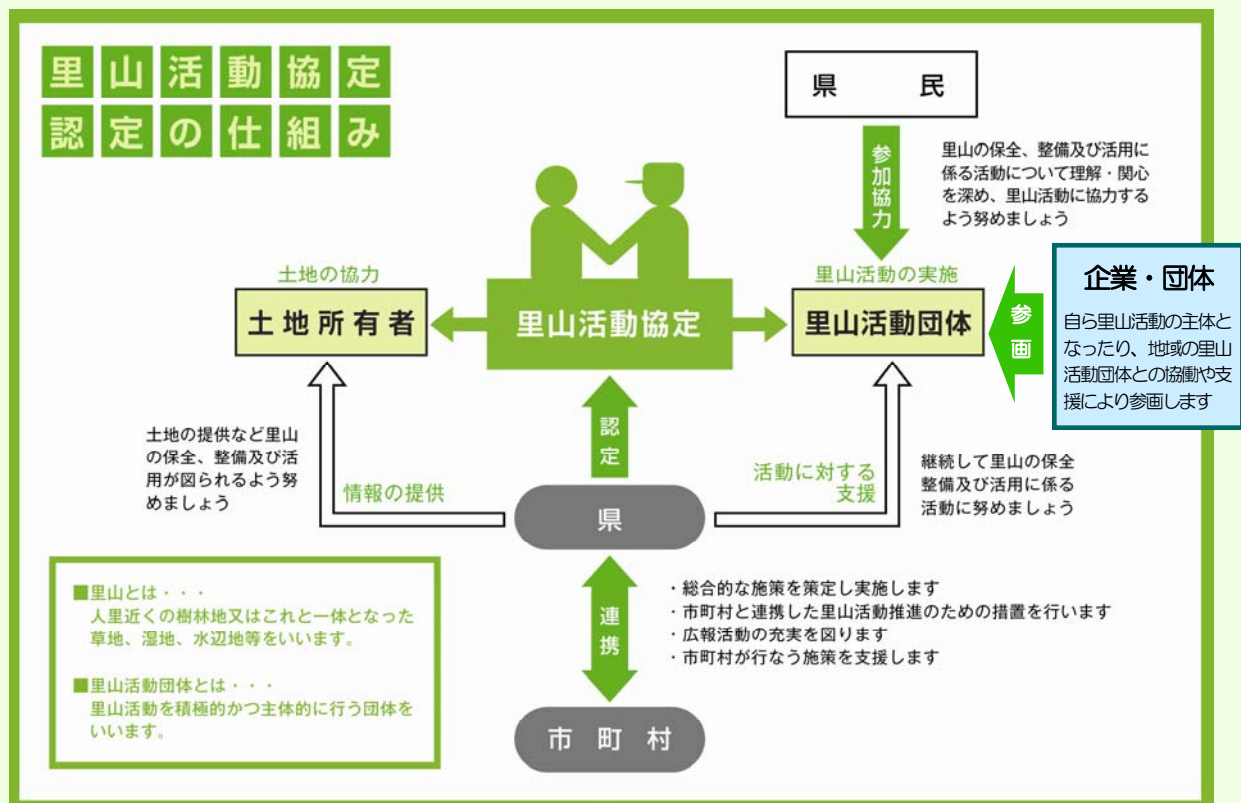
※ 「支援者」は単独ではなく、計画実施者と連名で申請、認証

「里山活動協定認定」

～ ちばの里山づくりの輪に参加しませんか ～

県では里山条例に基づく「里山活動協定認定制度」を平成15年度から展開しています。その認定数は112件（H21年度末）となり、市民活動団体や企業等による里山の保全・整備及び活用の輪が広がっています。

企業や団体の皆さまも、「里山情報バンク」から希望する候補地を見つけて自らが里山活動団体として活動する方法や、ちば里山センターが実施する「里山サポートシッププログラム」を利用して、各地域の里山活動団体との協働等に取り組むなど、多様な方法によって無理なく里山活動に参画することができます。



(お問い合わせ先)

- 千葉県農林水産部森林課 (千葉市中央区市場町1-1)
「法人の森協定」 森林づくり推進室 電話 043-223-3630 FAX 043-225-7448
「里山活動協定認定」 森林政策室 電話 043-223-2951 FAX 043-225-7448
E-Mail: rin_kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp
URL: <http://www.pref.chiba.lg.jp/nourinsui/10rinmu/index.html>
- NPO法人ちば里山センター 電話 0438-62-8895 FAX 0438-60-1522
E-Mail: info@chiba-satoyama.net URL: <http://www.chiba-satoyama.net/>